

第50回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2026年6月19日（金曜日）
午前11時（受付開始：午前10時30分）

開催場所 大阪市中央区本町橋 2 番31号
シティプラザ大阪 2 階「SYUN-旬-」

- | | | |
|-----|-------|------------------------------------|
| 議 案 | 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 | 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）4名選任
の件 |
| | 第3号議案 | 監査等委員である取締役2
名選任の件 |
| | 第4号議案 | 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件 |
| | 第5号議案 | 会計監査人選任の件 |

目 次	
第50回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告	34
株主総会参考書類	40

(証券コード 6322)

2026年6月3日

(電子提供措置の開始日 2026年5月27日)

株 主 各 位

大阪府中央区淡路町二丁目2番14号

株式会社 タクミナ

代表取締役社長 山 田 圭 祐

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.tacmina.co.jp/ir/meeting/>)



株主総会資料掲載ウェブサイト (<https://d.sokai.jp/6322/teiiji/>)



電子提供措置事項は、上記の各ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「タクミナ」又は「コード」に当社証券コード「6322」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）

2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号

シティプラザ大阪 2階「SYUN-旬-」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※株主の皆様に対する公平な利益還元の観点からお土産は取止めとさせていただいております。ご理解ならびに協力のほどお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第50期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。またインターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。
- （2）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

【お願い及びご通知事項】

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ・ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 1. 連結計算書類の「連結注記表」
 2. 計算書類の「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・ 株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日に予め当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申しあげます。
- ・ 会場には「ユニバーサルマナー検定（株主総会）」の認定を受けたスタッフがおります。当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2026年6月19日（金曜日）
午前11時



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、ご返送く
ださい。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（印取替）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

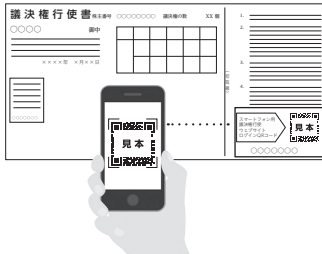
インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。
またインターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

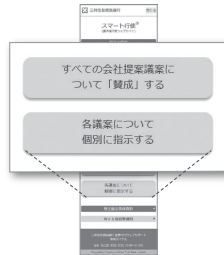
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

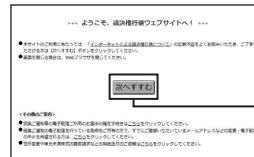
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果などにより緩やかな回復基調となりました。一方で、イラン情勢をはじめとする中東地域の緊迫化に伴う資源価格の高騰や、米国の通商政策の影響などが景気を下押しするリスクとなっており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、国内市場において、足元の設備投資が底堅く推移し、特にケミカル業界を中心に業績が好調に推移しました。一方、海外市場においては、EV市場の成長鈍化の見通しから、二次電池業界の設備投資計画に調整が入ったこともあり、厳しい結果となりました。

以上の結果、売上高は、111億55百万円（前期比0.3%増）となり、4期連続で過去最高を更新しました。

利益面につきましては、売上構成の変化に伴い限界利益率が低下し、売上総利益は51億59百万円（同0.6%減）と減少しました。一方で、販売費及び一般管理費は、継続的な賃上げの実施や販売促進及び研究開発活動に向けた積極投資により増加した面はあるものの、海外の販売代理店向け手数料の支払いが減少要因となり、営業利益は16億30百万円（同1.7%増）、経常利益は17億2百万円（同3.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億31百万円（同1.1%増）となり、これらの利益については4期連続で過去最高を更新しました。

主な品目別販売実績は以下のとおりです。

【高性能ソリューションポンプ】

国内市場では、当社主力製品である「スムーズフローポンプ」の主要市場となるケミカル業界において、素材関連を中心に設備投資計画が順調に進展し、前期に引き続き好調に推移しました。「スムーズフローポンプ」の販路は、研究・開発分野における新用途に向けても拡大しており、環境負荷低減や自動化・効率化などに関連したシステム化のニーズに対しても、スムーズフローテクノロジーを駆使したソリューションの導入が進んでおります。また、2026年3月には、東京ビッグサイトで開催された「スマートエネルギーWEEK 2026」に2年連続で出展し、二次電池並びに電池材料等の製造工程のほか、水素・燃料電池市場に向けて「スムーズフローポンプ」を中心とした流体ソリューションやスムーズフローテクノロジーを紹介し、TCO (Total Cost of Ownership) 削減への貢献や納入実績を訴求するとともにさらなる認知向上を図りました。

海外市場では、韓国企業における二次電池関連に向けた「スムーズフローポンプ」の納入は一部継続しているものの、EV需要の減速に伴い投資計画に足踏みが見られ、低調に推移しました。

以上の結果、高性能ソリューションポンプの売上高は、40億20百万円（前期比7.3%減）となりました。

【汎用型薬液注入ポンプ】

滅菌・殺菌業界向けの販売が底堅く推移したことに加えて、国内の水処理プラント向け案件を多数受注したことにより、好調を維持しました。

以上の結果、汎用型薬液注入ポンプの売上高は、29億85百万円（前期比2.8%増）となりました。

【ケミカル移送ポンプ】

「ムンシュポンプ（高耐食ポンプ）」の大型案件が、製鉄プラント向けに納入されたことに伴い売上が大きく増加し、業績に貢献しました。

以上の結果、ケミカル移送ポンプの売上高は、8億69百万円（前期比17.1%増）となりました。

【計測機器・装置】

プラント向け大型案件を獲得したことによりシステム案件が増加し、売上を伸ばしました。
以上の結果、計測機器・装置の売上高は、15億14百万円（前期比2.5%増）となりました。

【流体機器】

工業製品の生産設備にかかる大型の増設案件を納入したことにより、売上が大きく増加しました。
以上の結果、流体機器の売上高は、5億38百万円（前期比28.6%増）となりました。

【ケミカルタンク】

前期に大型タンクなどのスポット案件を複数受注していたこともあり、売上を僅かに落としました。

以上の結果、ケミカルタンクの売上高は、7億54百万円（前期比6.9%減）となりました。

【その他】

その他には、立会調整費やメンテナンス等の売上高及びその他（レストラン、ホテル、フィットネス）の売上高が含まれております。

その他の売上高は、4億72百万円（前期比10.1%増）となりました。

品目別売上高の状況

品 目 \ 期 別	第49期 (2025年 3月期)		第50期 (2026年 3月期)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
高性能ソリューションポンプ	百万円 4,336	% 39.0	百万円 4,020	% 36.0
汎 用 型 薬 液 注 入 ポ ン プ	2,903	26.1	2,985	26.8
ケ ミ カ ル 移 送 ポ ン プ	742	6.7	869	7.8
計 測 機 器 ・ 装 置	1,478	13.3	1,514	13.6
流 体 機 器	418	3.8	538	4.8
ケ ミ カ ル タ ン ク	811	7.3	754	6.8
そ の 他	428	3.8	472	4.2
合 計	11,119	100.0	11,155	100.0

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度の資金調達は、経常的な資金調達のみを行っており、特に記載すべき事項はありません。

② 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は3億73百万円で、これらの設備投資資金は自己資金でまかないました。

主な設備投資の内容は、工場の改修工事1億41百万円、補器組立等の自動化設備23百万円、検査・測定機器16百万円ほかであります。

生産の大幅な増強につながるような設備投資はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 47 期 (2023年3月期)	第 48 期 (2024年3月期)	第 49 期 (2025年3月期)	第 50 期 (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	9,744	11,015	11,119	11,155
経 常 利 益 (百万円)	1,475	1,611	1,645	1,702
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,060	1,195	1,217	1,231
1株当たり当期純利益 (円)	146.82	165.22	170.23	178.47
総 資 産 (百万円)	13,713	14,907	14,730	14,534
純 資 産 (百万円)	8,971	10,023	10,298	11,379
1株当たり純資産額 (円)	1,241.41	1,384.20	1,494.63	1,648.16

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 対処すべき課題

ポンプのメーカーとして、お客様の立場に立った独創性のある製品を提供し続けるため、以下の事項を主な課題と考えております。

① マーケティング機能の強化と「わかりやすい」情報発信

当社グループの活動に興味を持っていただき、当社グループ及び当社グループの技術・製品に、より一層関心を持っていただけるよう、お客様との接点を豊かにし、「お客様の立場に立って考える」という観点から全社を挙げてマーケティング体制を整備してまいります。具体的には、「流体ソリューションセンター〈朝来LAB〉」、「流体ソリューションセンター〈横浜LAB〉」などを活用し、お客様と共同で課題解決に取り組むことでユーザーニーズの収集活動を強化してまいります。

また、「わかりやすい」情報発信（移動型研修施設「ポンプ道場」・ショールーム型研修施設「タクトスペース」・環境／社会／経済活動レポート・メールニュース・ホームページ・広告宣伝・展示会・動画を活用した製品／施設紹介など）に注力してまいります。

② ポンプ・ポンプ応用製品及び装置に関する商品化機能の拡充

ポンプ・ポンプ応用製品及び装置に関する商品化機能を拡充し、ケミカル・素材をはじめ食品・医薬品・化粧品など、あらゆる産業で求められている液体の精密充填・精密混合ニーズを的確に把握して、環境に配慮したエコデザインの高付加価値製品を開発・提供し、水処理・滅菌などの従来市場とともに新用途・新市場への展開を図ります。

③ コアコンピタンス（競争力のあるコア技術）の追求と認知度の向上

水の安全・安心を提供し、あらゆる産業で、高付加価値液体の理想的な移送システムを実現するため、滅菌殺菌テクノロジーの追求から生まれるユニークな製品・装置に加え、「スムーズフロー」ブランドに代表されるダイヤフラム（隔膜）駆動ポンプの利点（液漏れを起こさない構造・液質や液性を変化させない移送・高精度で安定的な移送・圧送など）について、認知度の向上を図り、その特長をさらに追求いたします。

④ 海外売上比率の向上

市場のグローバル化の進展に伴い、海外のお客様に対しても、様々な産業での理想的な液体移送の実現など、当社グループが貢献できるフィールドが増加しております。そのため、海外各地の情報収集、ユーザーニーズの把握や製品の認知度向上を図るとともに、各地域の販売店に対する支援活動の強化を行い、海外売上比率の向上に努めてまいります。

⑤ アフターサービスの強化

お客様のさらなる価値向上のためには、アフターサービスの強化が重要課題となっております。予防保全体制の拡充など、受動的な活動だけではなく能動的な活動に対しても積極的に取り組み、アフターサービスの強化を図ってまいります。

⑥ サブスクリプションサービスの浸透

当社が提供している「ポンプのサブスクリプション」は、既に多くのお客様にご利用いただいております「スムーズフローポンプQシリーズ」を手軽に必要な期間だけご利用いただけるサービスとなっております。当社グループは常に独創的なテクノロジーとサービスを追求し、本サービスを通じて、研究・開発における変革やものづくりイノベーションに貢献し、社会をより豊かなものにするために取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

ポンプ事業（高性能ソリューションポンプ、汎用型薬液注入ポンプ、ケミカル移送ポンプ、計測機器・装置、流体機器、ケミカルタンクの製造及び販売ほか）

(6) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社

本 社：大阪市中央区

営 業 所：札幌支店、仙台支店、千葉支店、東京支店、横浜支店、名古屋支店、金沢支店、大阪支店、倉敷支店、広島支店、高松支店、福岡支店

工場・研究所：兵庫県朝来市生野町、横浜市保土ケ谷区

② 子会社

TACMINA USA CORPORATION（アメリカ合衆国）

TACMINA KOREA CO.,LTD.（大韓民国）

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況 324名（前期比4名減）

（注） 1. 使用人数には使用人兼務役員および臨時雇用者数は含んでおりません。
2. 当社グループはポンプ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
314名	6名減	39.9歳	14.1年

（注） 使用人数には当社から社外への出向者、使用人兼務役員および臨時雇用者数は含んでおりません。

(8) 重要な子会社の状況

名 称	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
TACMINA USA CORPORATION	100%	当社製品の販売及び販売支援
TACMINA KOREA CO.,LTD.	100%	当社製品の販売及び販売支援

(9) 主要な借入先及び借入額（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	150百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	150
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	50
株 式 会 社 但 馬 銀 行	4
但 陽 信 用 金 庫	4

2. 株式に関する事項

(1)株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 23,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,909,144株(自己株式 819,396株を除く)
- ③ 当事業年度末の株主数 3,807名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
タ ク ミ ナ 共 栄 持 株 会	948千株	13.73%
合 同 会 社 N . K . F r e u d e l	540	7.82
山 田 義 彦	521	7.55
C H A R O N F I N A N C E G M B H	335	4.86
タ ク ミ ナ 社 員 持 株 会	294	4.26
山 田 信 彦	245	3.55
熊 谷 景 子	139	2.01
山 田 幸 子	139	2.01
山 田 裕 子	138	2.00
大 西 久 美 子	129	1.87

（注）持株比率は、自己株式（819,396株）を控除して計算しております。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	14,592株 (－株)	4名 (－名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	－株 (－株)	－名 (－名)

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
山 田 信 彦	代 表 取 締 役 会 長		
山 田 圭 祐	代 表 取 締 役 社 長		
白 岩 源 史	取 締 役 執 行 役 員	営業統括本部長	
井 上 博 公	取 締 役 執 行 役 員	生産本部長兼 製造管理部長	
吉 田 裕	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)		
打 田 幸 生	取 締 役 (監 査 等 委 員)		
酒 井 修 一	取 締 役 (監 査 等 委 員)		

- (注) 1. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために吉田 裕氏を常勤監査等委員として選定しております。
2. 取締役（常勤監査等委員）吉田 裕氏は経理部長として15年間従事した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員） 打田 幸生氏及び酒井 修一氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役（監査等委員） 打田 幸生氏及び酒井 修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	185,610千円 (－千円)	129,564千円 (－千円)	33,051千円 (－千円)	22,995千円 (－千円)	4名 (－名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	11,670千円 (3,540千円)	11,670千円 (3,540千円)	－千円 (－千円)	－千円 (－千円)	3名 (2名)
合計 (うち社外取締役)	197,280千円 (3,540千円)	141,234千円 (3,540千円)	33,051千円 (－千円)	22,995千円 (－千円)	7名 (2名)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社では、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、また、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、持続的な成長につながる健全なインセンティブとして機能するよう、役員報酬制度を取締役会にて決定しております。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

（報酬水準及び報酬構成の考え方）

当社役員が担うべき機能・役割に応じた報酬体系とするとともに当社業界水準等に応じた競争力を有する報酬水準であり、次世代の経営を担う人材にとって魅力的かつ成長意欲を喚起し、組織の活力向上が図れる制度としております。業務執行を担う取締役の報酬等については、業績との連動性を強化し、単年度の業績のみならず、中長期的な企業価値に連動する報酬制度を採用することや、現金報酬のほか株主価値との連動性を強化した株式報酬を設けることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成としております。また、特に顕著な功労があると認められる取締役に対しては功労金を支給することがあります。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等については、経営の監督機能を担う役割を適切に果たすため、独立性を確保する必要があることから、固定の月額報酬のみを支給することとしております。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の内容及び決定方法

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等

当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年6月19日開催の第44回定時株主総会で承認いただいた総額を年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）で決定することとしております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名であります。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬等は、中長期的な業績向上及び企業価値の持続的な向上への貢献意欲を高めるため、固定報酬となる「基本報酬」と単年度業績を反映した「業績連動賞与」、中長期的業績が反映できる「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。なお、社外取締役の報酬は、固定報酬となる「基本報酬」のみを支給することとしております。当事業年度における個人別の報酬等の内容は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内であり、報酬制度に沿ったものであると取締役会で承認されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本報酬

「基本報酬」は、月額報酬として金銭で支給するもので、個人別の報酬額は当社取締役会決議に基づき一任された代表取締役社長 山田 圭祐が個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を当社において最も熟知し、各取締役の地位及び担当、功績等も踏まえ、総合的に報酬額を決定できると判断したためであります。

ロ. 業績連動賞与

当社の金銭報酬の基準について、目標を達成した場合の基準額が、固定報酬となる「基本報酬」の割合を80%、業績連動報酬となる「業績連動賞与」の割合を20%となるよう概ね設定しております。「業績連動賞与」は、報酬の客観性及び透明性を高めるために每期公表された連結営業利益を業績指標とし、目標を達成した場合の基準額を100として達成度により50%から200%の範囲で変動します。なお、各対象取締役への配分は役位別に予め定められた分配係数を乗じて設定しております。連結営業利益を業績指標として選定した理由については、連結営業利益が短期的な企業の収益性や企業価値を表す重要な指標であることから、株主の皆様の利益最大化に責任を持つ取締役としての報酬を決定する指標としてふさわしいものと判断したためであります。最終的には取締役会の承認により決定し、一定の時期に支給いたします。

(業績連動賞与の算定式)

業績連動賞与 ＝ 基準額 × 業績連動係数 × 役職別分配係数

業績連動係数 ＝ 連結営業利益（実績値）／ 連結営業利益（目標値）

目標とする業績連動指標

	目標とする指標	目標値	実績値	業績連動係数
2026年3月期	連結営業利益	1,650百万円	1,630百万円	98.8%

ハ. 譲渡制限付株式報酬

2020年6月19日開催の第44回定時株主総会における決議により、対象取締役の業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、5名であります。対象取締役は、当社取締役会決議に基づき一定の時期に支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合等、当該総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は、これに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。本制度は、50年間の譲渡制限期間を設けて当社株式を付与するもので、譲渡制限の解除は、譲渡制限期間の満了時もしくは任期満了、死亡など取締役会が正当と認める理由による退任時としております。なお、譲渡制限期間が満了した時点、もしくは取締役退任時において、譲渡制限が解除されていないものがある場合は、当社はこれを当然に無償で取得することとしております。なお、当事業年度における交付状況は「2. 株式に関する事項(2)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

b. 監査等委員である取締役の報酬等

当社における監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）3名の報酬等は、取締役による職務執行に対する監査等の職務を担うことに照らし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含めず、固定報酬である「基本報酬」のみで構成されております。当該報酬については、2016年6月24日開催の第40回定時株主総会で決議いただいた総額30百万円以内で決定しております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）であります。また、監査等委員の個人別の報酬額については、監査等委員の協議によって決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役(監査等委員) 打 田 幸 生	当事業年度開催の取締役会16回（電磁開催 4 回を含む。）のうち16回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役の職務執行に関して必要に応じて法令・定款遵守に係る見地から発言・監視を行いました。また、当事業年度において開催された監査等委員会11回のうち11回出席し、内部監査システムの整備及び運用状況・会計監査人の監査の相当性・その他事項について、審議を行いました。 なお同氏は、上場会社において取締役及び常勤監査役を務めた経験から、主に企業経営者としての豊富な経験と監査の幅広い見識を有しております。その専門的見地と豊富な経験に基づく客観的な視点から、当社の経営全般に関する監督や有効な助言を受けるなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るにあたり重要な役割を果たしております。
取締役(監査等委員) 酒 井 修 一	当事業年度開催の取締役会16回（電磁開催 4 回を含む。）のうち16回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役の職務執行に関して必要に応じて法令・定款遵守に係る見地から発言・監視を行いました。また、当事業年度において開催された監査等委員会11回のうち11回出席し、内部監査システムの整備及び運用状況・会計監査人の監査の相当性・その他事項について、審議を行いました。 なお同氏は、事業会社において取締役を務めた経験から、主に企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その専門的見地と豊富な経験に基づく客観的な視点から、当社の経営全般に関する監督や有効な助言を受けるなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るにあたり重要な役割を果たしております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬	26,640千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,640千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会が有限責任監査法人トーマツの報酬等に同意した理由は、前事業年度の実績と比較して、監査内容、監査工数が妥当であること、内部統制を含む監査報酬額が、他の同規模の上場企業と比較して妥当であることなどから、その報酬が妥当であると認めました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定に基づき、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備及びその運用状況に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使命に「タクミナは、公正で信頼される活動を行い、企業価値を最大にする」と謳い、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指しております。

当社では、取締役及び使用人の行動の規範として、「コンプライアンス行動規範」を定め、その抜粋を手帳に掲載し、一人一人が携帯して常に閲覧できるようにするとともに、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備を図るほか、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役会及び監査等委員会に報告することとしております。

また、内部統制システムの維持・強化と財務報告の信頼性を確保するため内部統制全般を統括する「内部統制室」を設置し、会計監査・業務監査を分掌するほか、コンプライアンスのチェック機能を持たせております。不正行為等の早期発見と是正を図るため設けた「内部通報制度」の通報窓口とするばかりでなく、全社横断的なコンプライアンス上の問題点を把握させるほか、各種社内規程の見直しや法令及び定款等の違反行為の発生を未然に防止するチェックを行い、取締役会及び監査等委員会へ報告することとしております。

当事業年度におきましては、コンプライアンス意識の維持・向上のため、新入社員研修・中途入社社員研修・その他研修会等において、コンプライアンス研修を実施いたしました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて行った決裁、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存・管理しております。

当事業年度におきましても、取締役及び監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、損失の危険の管理を体系的に定めた当社グループ各社が共有する「リスク管理規程」を制定しており、この規程に基づき、当社グループの社内各部門にリスク管理を行う「リスク管理責任者」を置いております。

リスク管理を効果的かつ効率的に実施するため、当社グループ各社のリスク管理を担当する機関として、当社に取締役会の諮問機関である「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備にあたらせるとともに、有事の際、速やかに情報の伝達を行い、迅速かつ適切な対応で被害を最小限に食い止めることを企図しております。

なお、毎期初にリスクの見直しを各部門で行って、リスク管理委員会で共有しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営方針・戦略の意思決定機関であり、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されております。

法令や取締役会規則で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し業務執行状況を監督すべく、取締役会を原則毎月1回開催しております。また、取締役会の諮問機関として「執行役員会」及び「経営企画委員会」を設置し、経営に関する重要事項についての検討・審議及び取締役会から委譲された権限の範囲内での決定を行い取締役の職務執行の充実を図ることとしております。

併せて、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により各取締役の役割分担とその権限を明確にして、業務執行の効率化と、経営責任の明確化を図っております。

当事業年度におきましては、取締役会を16回（電磁開催4回を含む。）、経営企画委員会を11回開催いたしました。

また、職務執行の実態に合わせて規程類の改正を行いました。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社の子会社TACMINA USA CORPORATION及びTACMINA KOREA CO.,LTD.は100%子会社であり、その意思決定及び業務執行については、親会社である当社が重要な影響力を持っております。

当社では、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけており、定期的に開催する取締役会や経営企画委員会等の会議において経営上の重要情報の共有に努めております。

当事業年度におきましては、海外営業本部の報告を、取締役会において12回実施いたしました。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、損失の危険の管理を体系的に定めた当社グループ各社が共有する「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しており、子会社の業務の遂行を阻害する要因についても「リスク管理委員会」において対応策を審議することとしております。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、当社グループ全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定することにより、子会社の役割及び目標を明確にするとともに、業務分掌と決裁権限に基づいて分業化・高度化を図り、効率的に業務運営を行う体制としております。

また、定期的に開催する当社取締役会、経営企画委員会等の会議における進捗管理等を通じて職務執行の効率化を図っております。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、当社グループ各社が共有する「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループ全体の法令遵守及び倫理行動に関する体制の整備・運用を網羅的・統括的に管理しており、子会社のコンプライアンス体制の確立・浸透・定着を図るための活動、あるいはコンプライアンス行動を阻害する要因についても「コンプライアンス委員会」において対応策を審議することとしております。

当社グループの海外拠点である子会社については、当該拠点ごとに現地の法律・会計・税務について随時相談し、アドバイスを求めることのできる提携先を確保し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っております。

なお、当社では、「コンプライアンス規程」を、子会社を含む内容にして運用しております。

⑤ その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の役員及び使用人が、親会社の経営方針に沿って適正に業務を運営していることを確認するために、定期的に内部監査を行う体制を整えております。また、当社における業務が適正に行われていることを確認するために、内部監査を実施しております。

「内部統制基本方針」及び「内部監査規程」を、子会社を含む内容にして運用しており、当事業年度におきましては、本社・東京支店・名古屋支店・大阪支店・海外営業本部・札幌支店・横浜支店・生産本部及びTACMINA KOREA CO.,LTD(韓国子会社)について内部監査を実施しました。

(6) 監査等委員会の職務を補助する使用人について

当社は、当社の規模から、当面、監査等委員会の職務を補助すべき専従者としての使用人は置いておりません。ただし、「内部統制室」が監査等委員会と連携して、内部監査（コンプライアンスの監視、内部統制の有効性についての監査、業務監査、会計監査）を行うとともに、監査等委員会の補助使用人の役割を果たしており、「内部監査規程」において「内部統制室」の被監査部門からの独立について規定し、また「内部統制基本方針」において監査等委員会が「内部統制室」に調査を求めることができると規定して、補助使用人の独立性及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性を担保しております。

当事業年度におきましては、常勤監査等委員と内部統制室が連携して内部監査計画を立案し、監査重点項目とした事業所における売上計上・返品・在庫管理の手続の整備・運用状況、及び経費の適正性等について監査を実施しました。

(7) 当社又は子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社グループでは、当社又は子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の監査等委員会に対して、直ちに報告することとしております。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社又は子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができ、監査等委員会から説明を求められた場合には、迅速かつ的確に報告を行うこととしております。

当事業年度におきましては、重要な事象は発生しませんでした。

(8) 監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、当社グループ各社が共有する「内部通報制度規程」において、通報者等が相談又は通報したことを理由として解雇その他の不利な取扱いを受けないことを定め、また不利な取扱いをした者には、社内規則に従い、処分することができる旨を規定しております。

当事業年度におきましては、該当する事象は発生しませんでした。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

また監査等委員会から独自に外部専門家（弁護士・公認会計士等）を顧問とすることを求められた場合、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとしております。

当社では、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設けております。

当事業年度におきましても、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設けております。

(10) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による監査の実効性を確保するため、代表取締役社長は、常勤監査等委員と会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査等委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行うこととしております。

監査等委員会は、「会計監査人」及び「内部統制室」と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するようにしております。

また、当社では、社外取締役2名を独立役員に指定し、中立的・客観的立場から助言を得るとともに、社内に精通した常勤監査等委員1名が取締役会・経営企画委員会等の重要会議に積極的に出席することで、経営監視の実効性を高めております。

監査等委員会は、原則として毎月1回1時間程度開催し、ガバナンスの在り方とその運用状況を監視しております。

監査等委員会の主な職務としては、監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の監査の相当性及び再任に関する評価、会計監査人の報酬等に関する同意等があります。

当事業年度の具体的活動は、監査方針・監査計画の作成、会計監査人の監査報酬の決定に関する同意、会計監査人の異動、監査等委員会の監査報告書、監査等委員選任議案に対する同意、監査等委員会予算の策定等に関する決議を10件、常勤監査等委員の活動状況、会計監査人監査の立会い及び相当性評価、内部統制室監査のモニタリング状況と業務の適正性評価に関する報告・審議を26件行いました。

常勤監査等委員は、重要な経営会議等に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門からの報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

当事業年度におきましては、会計監査人の監査に9回立会うなど、監査の方法及び実施状況をモニタリングしました。また、内部統制室と内部監査計画の立案・承認のほか、重要な事業所の往査等に7回立会うなど常時連携し、内部統制システムの整備及び運用状況を監視し、その検証結果を監査等委員会に報告しました。

なお、毎期末には、監査等委員会の実効性についての自己評価を実施し、当事業年度も概ね有効と評価しております。

(注) 本事業報告の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	3,543,804	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	613,833
受 取 手 形	32,072	電 子 記 録 債 務	211,392
売 掛 金	2,308,709	短 期 借 入 金	8,000
電 子 記 録 債 権	1,591,079	未 払 法 人 税 等	218,299
有 価 証 券	158,930	賞 与 引 当 金	331,000
商 品 及 び 製 品	152,466	そ の 他	689,240
仕 掛 品	1,927	流 動 負 債 合 計	2,071,765
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,535,475	固 定 負 債	
そ の 他	52,403	長 期 借 入 金	350,000
貸 倒 引 当 金	△15,346	繰 延 税 金 負 債	3,314
流 動 資 産 合 計	9,361,524	再評価に係る繰延税金負債	27,521
固 定 資 産		退 職 給 付 に 係 る 負 債	572,332
有 形 固 定 資 産		そ の 他	129,335
建 物 及 び 構 築 物	1,480,793	固 定 負 債 合 計	1,082,502
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	171,291	負 債 合 計	3,154,268
土 地	661,703	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	182,327	株 主 資 本	
有 形 固 定 資 産 合 計	2,496,116	資 本 金	892,998
無 形 固 定 資 産	221,748	資 本 剰 余 金	797,562
投 資 そ の 他 の 資 産		利 益 剰 余 金	9,801,614
投 資 有 価 証 券	1,960,764	自 己 株 式	△881,642
繰 延 税 金 資 産	159,064	株 主 資 本 合 計	10,610,533
退 職 給 付 に 係 る 資 産	49,915	その他の包括利益累計額	
そ の 他	380,818	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	576,774
貸 倒 引 当 金	△95,719	土 地 再 評 価 差 額 金	29,652
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	2,454,844	為 替 換 算 調 整 勘 定	88,779
固 定 資 産 合 計	5,172,709	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	74,226
資 産 合 計	14,534,234	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	769,432
		純 資 産 合 計	11,379,965
		負 債 純 資 産 合 計	14,534,234

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売 上 高		11,155,508
II. 売 上 原 価		5,996,065
売 上 総 利 益		5,159,443
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,528,604
営 業 利 益		1,630,839
IV. 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	42,243	
2. 受 取 配 当 金	25,598	
3. 持 分 法 に よ る 投 資 利 益	3,694	
4. 投 資 有 価 証 券 運 用 益	6,184	
5. そ の 他	9,552	87,274
V. 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	4,006	
2. 為 替 差 損	2,452	
3. 寄 付 金	5,000	
4. そ の 他	3,678	15,137
経 常 利 益		1,702,976
VI. 特 別 損 失		
減 損 損 失	20,455	20,455
税金等調整前当期純利益		1,682,521
法人税、住民税及び事業税	420,346	
法人税等調整額	30,783	451,129
当期純利益		1,231,391
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,231,391

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	892,998	790,226	8,915,315	△897,303	9,701,237
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△345,092		△345,092
親会社株主に帰属する当期純利益			1,231,391		1,231,391
自 己 株 式 の 処 分		7,336		15,660	22,996
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	7,336	886,299	15,660	909,296
当 期 末 残 高	892,998	797,562	9,801,614	△881,642	10,610,533

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	442,220	29,652	75,863	49,104	596,840	10,298,078
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△345,092
親会社株主に帰属する当期純利益						1,231,391
自 己 株 式 の 処 分						22,996
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	134,553		12,915	25,122	172,591	172,591
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	134,553	－	12,915	25,122	172,591	1,081,887
当 期 末 残 高	576,774	29,652	88,779	74,226	769,432	11,379,965

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	3,105,511	支払手形	3,209
受取手形	32,072	買掛金	603,484
売掛金	2,294,619	電子記録債権	211,392
子記録債権	1,591,079	短期借入金	8,000
有価証券	158,930	未払金	441,025
商品及び製品	151,426	未払費用	96,437
仕掛品	1,927	未払法人税等	216,033
原材料及び貯蔵品	1,535,475	前受金	109,753
前払費用	26,485	預り金	46,208
その他の当座貸倒引当金	26,442	賞与引当金	331,000
流動資産合計	△15,346	流動負債合計	84,947
固定資産	8,908,626	固定負債	2,151,491
有形固定資産		長期借入金	350,000
建物	1,433,890	再評価に係る繰延税金負債	27,521
構築物	46,493	長期未払金	121,086
機械及び装置	141,828	退職給付引当金	708,581
車両運搬具	22,437	固定負債合計	1,207,189
工具、器具及び備品	156,766	負債合計	3,358,681
土地	661,703	(純資産の部)	
建物仮勘定	24,084	株主資本	
有形固定資産合計	2,487,205	資本剰余金	892,998
無形固定資産		資本準備金	730,598
ソフトウェア	104,041	その他資本剰余金	66,962
ソフトウェア仮勘定	117,707	資本剰余金合計	797,561
無形固定資産合計	221,748	利益剰余金	
投資その他の資産		利益準備金	91,989
投資有価証券	1,585,255	その他利益剰余金	
関係会社株式	129,257	配当平均積立金	90,000
出資金	250	別途積立金	1,200,000
破産更生債権等	113,376	繰越利益剰余金	7,760,933
長期前払費用	10,654	利益剰余金合計	9,142,922
前払年金費用	77,804	自己株式	△879,421
繰延税金資産	227,809	株主資本合計	9,954,061
差入保証金	108,003	評価・換算差額等	
保険積立金	103,094	その他有価証券評価差額金	567,921
その他の当座貸倒引当金	32,950	土地再評価差額金	29,652
投資その他の資産合計	△95,719	評価・換算差額等合計	597,574
固定資産合計	2,292,736	純資産合計	10,551,635
資産合計	5,001,690	負債純資産合計	13,910,316
	13,910,316		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売 上 高		11,118,307
II. 売 上 原 価		5,989,558
売 上 総 利 益		5,128,749
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,540,545
営 業 利 益		1,588,204
IV. 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息 及 び 配 当 金	56,400	
2. そ の 他	17,130	73,531
V. 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	4,006	
2. そ の 他	14,939	18,945
経 常 利 益		1,642,789
VI. 特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	91,621	91,621
税 引 前 当 期 純 利 益		1,551,167
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	409,063	
法 人 税 等 調 整 額	28,705	437,768
当 期 純 利 益		1,113,398

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 資 合 計	株 主 本 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計
						配 当 平 均 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	892,998	730,598	59,626	790,225	91,989	90,000	1,200,000	6,992,627	8,374,616	△895,082	9,162,757
当事業年度中の変動額											
剰 余 金 の 配 当								△345,092	△345,092		△345,092
当 期 純 利 益								1,113,398	1,113,398		1,113,398
自 己 株 式 の 処 分			7,336	7,336						15,660	22,996
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当事業年度中の変動額合計	-	-	7,336	7,336	-	-	-	768,306	768,306	15,660	791,303
当 期 末 残 高	892,998	730,598	66,962	797,561	91,989	90,000	1,200,000	7,760,933	9,142,922	△879,421	9,954,061

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	427,554	29,652	457,207	9,619,965
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△345,092
当 期 純 利 益				1,113,398
自 己 株 式 の 処 分				22,996
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	140,366		140,366	140,366
当事業年度中の変動額合計	140,366	-	140,366	931,669
当 期 末 残 高	567,921	29,652	597,574	10,551,635

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月19日

株式会社 タクミナ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 堀 田 賢 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タクミナの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タクミナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月19日

株式会社 タクミナ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 堀 田 賢 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タクミナの2025年4月1日から2026年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 備考

財務報告に係る内部統制について、有限責任監査法人トーマツから、独立監査人の監査報告書日時点において開示すべき重要な不備は認識していないとの報告を受けました。

2026年5月20日

株式会社タクミナ 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員	吉	田	裕	㊞
監 査 等 委 員	打	田	幸 生	㊞
監 査 等 委 員	酒	井	修 一	㊞

(注) 監査等委員である打田幸生及び酒井修一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけております。

期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項とその総額
当社普通株式1株につき金29円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、200,365,176円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	やま だ のぶ ひこ 山 田 信 彦 (1 9 5 1 年 8 月 6 日 生)	1975年 6 月 日本フィーダー工業株式会社（現当社）入社 1984年 6 月 当社取締役 企画室長 1986年 5 月 当社常務取締役 営業本部長 1987年 5 月 当社取締役副社長 1993年 6 月 当社代表取締役社長 2010年 6 月 当社代表取締役社長執行役員 2012年 6 月 当社代表取締役社長 2023年 6 月 当社代表取締役会長（現任）	245,183株
2	やま だ けい すけ 山 田 圭 祐 (1 9 8 2 年 1 2 月 2 日 生)	2011年10月 当社入社 2014年 4 月 当社社長室長兼海外営業部課長 2016年 1 月 TACMINA USA CORPORATION 国際事業部 長 2017年 6 月 当社取締役執行役員 社長室長兼海外市場開拓 担当 2018年 4 月 当社取締役執行役員 社長室長兼管理本部長 2019年 4 月 当社取締役常務執行役員 社長室長兼管理本部 長 2022年 9 月 当社取締役副社長 2023年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	98,539株
3	しら いわ もと ふみ 白 岩 源 史 (1 9 6 2 年 1 2 月 2 5 日 生)	2016年 4 月 当社入社 2016年 4 月 当社営業本部営業統括部長 2018年 4 月 当社執行役員 営業本部営業統括部長 2020年 4 月 当社執行役員 営業戦略本部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員 営業戦略本部長 2021年 4 月 当社取締役執行役員 営業統括本部長（現任）	10,411株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	いの うえ ひろ きみ 井 上 博 公 (1961年8月25日生)	1984年4月 日本フィーダー工業株式会社（現当社）入社 2010年4月 当社技術部長 2015年4月 当社執行役員 技術部長兼開発センター長 2019年4月 当社執行役員 技術本部長兼技術部長 2023年4月 当社執行役員 生産本部長兼製造管理部長 2023年6月 当社取締役執行役員 生産本部長兼製造管理部 長（現任）	23,133株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役吉田裕氏及び打田幸生氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
1	※ 田路 富美男 (1 9 6 1 年 8 月 6 日 生)	1988年10月 日本フィーダー産業株式会社 (現当社) 入社 2016年 4 月 当社総務部長 2021年 4 月 当社内部統制室長 (現任)	5,680株
2	※ 桂 雄一郎 (1 9 6 9 年 5 月 5 日 生)	1999年10月 監査法人トーマツ (現有限責任 監査法人トーマツ) 入所 2003年 6 月 公認会計士登録 2024年10月 桂公認会計士事務所開設 (現 在) KMTパートナーズ株式会社 代 表取締役 (現任) 2025年 2 月 監査法人レキシコム代表社員 (現任) 2026年 3 月 日本電気硝子株式会社監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 桂公認会計士事務所代表 KMTパートナーズ株式会社代表取締役 監査法人レキシコム代表社員 日本電気硝子株式会社監査役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 桂雄一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 責任限定契約について
各候補者が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締

結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

5. 桂雄一郎氏は、公認会計士として長年にわたり監査法人に在籍し、企業会計及び監査に従事し、専門的な知識と見識を有しております。同氏により当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
6. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
まつもととしひこ 松 本 俊 彦 (1 9 6 8 年 2 月 3 日 生)	1993年 4 月 堺化学工業株式会社入社 2013年 4 月 カイゲンファーマ株式会社 事業企画室長 2014年12月 松岡メディック株式会社 代表取締役社長 2018年 4 月 堺化学工業株式会社 経営企画部主幹 2020年 6 月 カイゲンファーマ株式会社 経営企画部長 2021年 6 月 同社 取締役 経営企画部長兼商品企画部長 2023年 8 月 同社 取締役 経営企画部長兼生産部長	100株

- (注) 1. 松本俊彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松本俊彦氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 責任限定契約について
松本俊彦氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
4. 松本俊彦氏は、複数の企業において取締役を務め、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏により当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。松本俊彦氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮し、太陽有限責任監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の独立性、専門性、品質管理体制等について総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

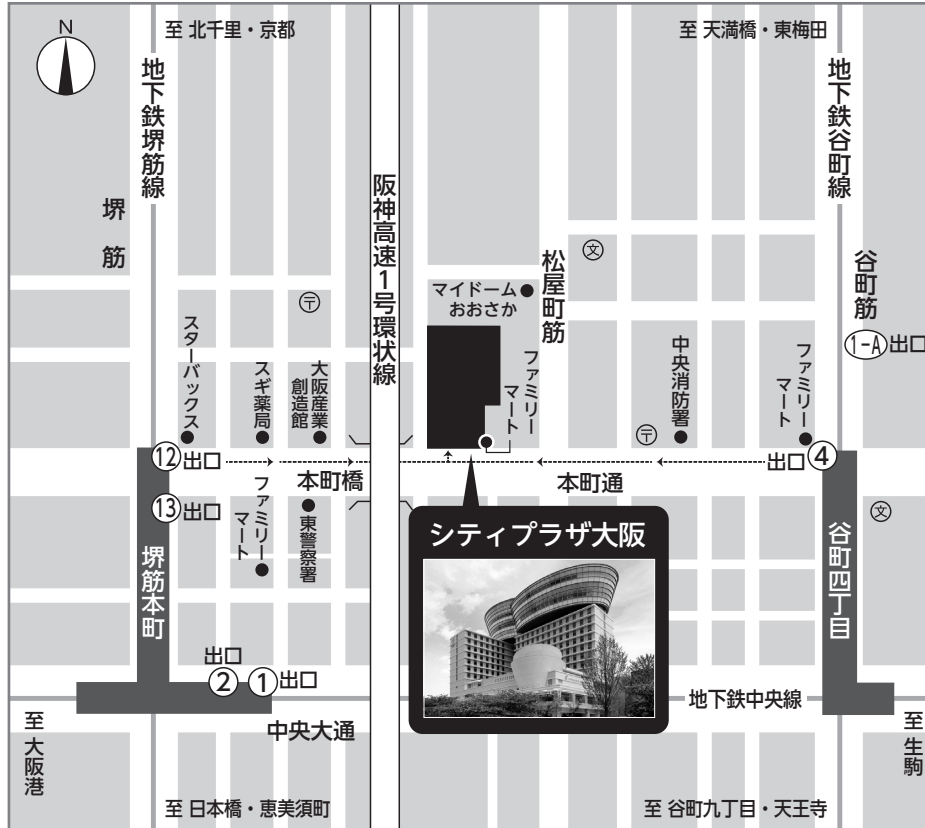
名 称	太陽有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂1-2-7赤坂Kタワー22階		
沿 革	1971年 9月 太陽監査法人設立 2006年 1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併 太陽ASG監査法人となる 2008年 7月 有限責任組織形態に移行 太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年 7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年 7月 優成監査法人と合併		
概 要	資本金		551百万円
	人員構成	代表社員・社員	102名
		特定社員	5名
		公認会計士	373名
		公認会計士試験合格者等	266名
		その他専門職	202名
		事務職員	107名
		顧問	2名
		契約職員	258名
		合計	1,315名
	被監査会社数		1,117社

以上

株主総会会場ご案内図

シティプラザ大阪 2階「SYUN -旬-」

大阪市中央区本町橋 2 番 31 号 TEL 06-6947-7702



地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 1号、12号出口より徒歩約6分

※ 2号出口、13号出口にはエレベーターがございます。

地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 4号出口より徒歩約7分

※ 1-A出口にはエレベーターがございます。